

セ ッ ト メ ニ ュ ー 要 綱

平成30年4月1日 実施

中 部 電 力 株 式 会 社

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱は、当社が別途定める個別要綱のポイントプラン（以下「ポイントプラン」といいます。）、個別要綱のおとくプラン（以下「おとくプラン」といいます。）、個別要綱のとくとくプラン（以下「とくとくプラン」といいます。）、個別要綱のスマートライフプラン（以下「スマートライフプラン」といいます。）、個別要綱のスマートライフプランforスマート・エアーズ（以下「スマートライフプランforスマート・エアーズ」といいます。）、個別要綱の3時間帯別電灯（以下「3時間帯別電灯」といいます。）、個別要綱の時間帯別電灯（以下「時間帯別電灯」といいます。）または個別要綱のピークシフト電灯（以下「ピークシフト電灯」といいます。）の適用範囲に該当するお客さまから、当社が提供する暮らしサポートサービスの利用の希望を受け、これに応じて当社が当該お客さまに電気の供給とセットで暮らしサポートサービスを提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社とがこの個別要綱に合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）およびポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、3時間帯別電灯、時間帯別電灯またはピークシフト電灯のうちお客さまと当社とが合意したいずれか一つの個別要綱（以下「他の個別要綱」といいます。）と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして、適用いたします。
- (3) この個別要綱および他の個別要綱に定める事項について基本要綱に異な

る定めがある場合は、当該事項については、基本要綱によらず、当該個別要綱の規定を適用するものといたします。

- (4) この個別要綱に定める事項について他の個別要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については、他の個別要綱によらず、この個別要綱の規定を適用するものといたします。
- (5) (1)に定める暮らしサポートサービスの利用規約（暮らしサポートサービスを提供するうえで必要な事項を定める約款および利用上の注意等の諸規定を含み、以下同様といたします。）は、この個別要綱の一部を構成するものとし、この個別要綱に定める事項について暮らしサポートサービスの利用規約に異なる定めがある場合は、当該事項については、暮らしサポートサービスの利用規約が優先的に適用されることが明らかな場合を除き、暮らしサポートサービスの利用規約によらず、この個別要綱の規定を適用するものといたします。

2 セットメニュー

- (1) セットメニューは、次のとおりといたします。

他の個別要綱	サービス	セットメニュー
ポイントプラン、 おとくプラン、 とくとくプラン、 スマートライフプラン、 スマートライフプランforスマート・エアーズ、 3時間帯別電灯、 時間帯別電灯 または ピークシフト電灯	暮らしサポートサービス	暮らしサポートセット

- (2) お客様がセットメニューの適用を希望される場合は、当社所定の様式、口頭または電話等によって申込みをしていただきます。
- (3) 暮らしサポートサービスの利用条件等については、暮らしサポートサ

ービス利用規約によるものといたします。

3 料 金

他の個別要綱の規定にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を受ける場合の基本料金は、他の個別要綱の規定（ポイントプラン、おとくプランおよびとくとくプランにおいては、それぞれの他の個別要綱の3（料金）(1)、スマートライフプランにおいては、4（料金）(1)、スマートライフプランforスマート・エアーズ、3時間帯別電灯、時間帯別電灯およびピークシフト電灯においては、それぞれの他の個別要綱の5（料金）(1)といたします。）によって基本料金として算定される金額と、お客さまが利用される暮らしサポートサービス利用規約に定めるサービス利用料金の合計金額とし、その他の料金は、基本要綱および他の個別要綱の定めにもとづき、算定いたします。

なお、当該基本料金についても、基本要綱25（料金の算定）(1)イ、ロまたはハで定める場合に該当するときは、基本要綱26（日割計算）により日割計算するものといたします。

4 サービスの提供中止・利用制限

(1) 当社は、暮らしサポートサービス利用規約に定める、サービス提供中止事由またはサービス利用制限事由（以下「サービス提供中止事由等」といいます。）が生じた場合、需給契約のうち暮らしサポートサービスに関する部分について、その提供を中止しまたはお客さまによる利用を制限する場合があります。なお、この場合には、当社は、対象となるお客さまに対し、サービスの提供を中止する日またはサービスの利用を制限する日を事前にお知らせいたします。ただし、お客さまに起因する事情によって、事前にお知らせをすることが不可能または著しく困難である場合は、この限りではありません。

(2) サービス提供中止事由等が生じた場合、当社は、これらの事由が生じた

お客さまに対して、期限を定めて当該事由の解消を求めることができるものといたします。

- (3) (1)の場合であっても、サービス提供中止事由等が、お客さまが原因となって生じている場合等、暮らしサポートサービス利用規約に規定する一定の場合には、サービス提供中止中またはサービス利用制限中の料金を減額いたしません。

5 違 約 金

- (1) お客さまがサービスの不正な利用等によりサービス利用料金の全部または一部の支払いを免れた場合は、当社は、その不正な利用等をした期間について、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受けま
す。
- (2) (1)の免れた金額は、暮らしサポートサービス利用規約に定められた利用条件にもとづいて算定された金額と、不正な利用等にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正な利用等をした期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

6 名義の変更

基本要綱43（名義の変更）の規定にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を受ける場合の基本要綱43（名義の変更）については、新たなお客さまに特別の事情があり、かつ、当社が適当と認める場合に限り適用いたします。この場合、新たな名義のお客さまは、それまでの名義のお客さまの当社に対する電気の供給および暮らしサポートサービスの提供に関するすべての権利義務を受け継ぐものといたします。

7 サービスの終了等

- (1) 基本要綱46（解約等）の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、需給契約のうちお客さまに提供する暮らしサポートサービスに関する部分の

全部または一部を終了することができるものといたします。なお、当社は、需給契約のうちお客さまに提供する暮らしサポートサービスに関する部分の全部または一部を終了するときには、対象となるお客さまに対し、サービスを終了する日を事前にお知らせいたします。ただし、お客さまに起因する事情によって、事前にお知らせをすることが不可能または著しく困難である場合は、この限りではありません。また、当社が、需給契約のうちお客さまに提供する暮らしサポートサービスに関する部分について、その全部を終了するときには、この個別要綱の該当する部分も終了いたします。

イ お客さまが暮らしサポートサービス利用規約に定める遵守事項または暴力団排除に関する条項を遵守されない場合

ロ 暮らしサポートサービス利用規約において、お客さまに提供する暮らしサポートサービスの提供を終了することができる場合として規定する場合

ハ 当社がお客さまに対して暮らしサポートサービスを廃止する旨を通知した場合

(2) (1)にもとづき、当社が需給契約のうちお客さまに提供する暮らしサポートサービスに関する部分の全部を終了する場合、当該お客さまは、その時点において適用を受けている他の個別要綱が引き続きそれぞれ適用されます。また、お客さまにおいて、お客さまに適用される他の個別要綱のプラン以外のプランをご希望される場合、お客さまから、当社に対して、基本要綱42（需給契約の変更）の規定にもとづき需給契約の変更を申し出ていただきます。

8 損害賠償の免責

7（サービスの終了等）によって需給契約のうちお客さまに提供する暮らしサポートサービスに関する部分の全部または一部を終了した場合、当社

は、それによりお客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

附 則（実施期日）

この個別要綱は，平成30年4月1日から実施いたします。